

京都府管工事工業協同組合
賛助会員規約

〔 制 定 令 和 2 年 5 月 2 2 日 〕

(総 則)

第1条 定款第6条1項の規定により賛助会員の取扱いは、本規約の定めるところによる。

(加 入 資 格)

第2条 本組合の趣旨に賛同する者は、本組合の承認を経て賛助会員となることができる。

(資 格 取 得)

第3条 本組合の賛助会員になろうとする者は、組合所定の入会申込書(様式1号)を組合へ提出し理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第4条 賛助会員の会費は月額3,000円とし、毎年6月に1年分を前納するものとする。

ただし、年度途中で加入した賛助会員は加入した月より年度末までの会費を納金するものとする。

(退 会)

第5条 賛助会員は、組合所定の退会届(様式2号)を組合へ提出し任意に脱退することができる。

(資 格 喪 失)

第6条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 第4条の支払義務を履行しなかったとき
- (3) 当該賛助会員が破産、または閉鎖したとき
- (4) 除名されたとき

2 賛助会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本組合に対する賛助会員としての権利を失う。

(除 名)

第7条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において審議し出席理事の3分の2以上の多数をもってこれを除名することができる。

- (1) 本組合の名誉を傷つけたとき
- (2) 目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(範 囲)

第8条 賛助会員は中小企業協同組合法及び本会定款の範囲内において本組合の事業を利用することができる。

(刊 行 物)

第9条 賛助会員には、本組合の機関紙及び参考資料等を配賦するものとする。

(会 合)

第10条 本組合は必要に応じて賛助会員会を開くことができる。

附 則

1. この規約は、令和 2 年 5 月 2 2 日から施行する。